

般若灯論釈「諸法不自生」論

野 沢 静 證

は し が き

恩師 故山口益先生は月称造中論釈和訳Iの序言において「月称の学説を *Prasangika* と称し、月称が対論した清辨の中観派を *Svatantrika* と言ふ。何故にさう云ふ称呼が得られるに至ったかについては、この月称釈中論第一章第一偈、「諸法不自生」下の論議決択がこれを解明してゐる」とのべていられる。私もかつて、この中観両学派の対立について論じ、そして、清辨の「諸法自生論論破」の文を漢訳般若灯論釈とチベット訳からの拙訳とによって紹介したことがある。(宮本正尊編『佛教の根本真理』四七一—四七二頁)

今更に、観誓の般若灯論広釈を必要に応じて「 」内に挿入して「諸法不自生」に関する般若灯論の長行釈を訳出し、よつてもつて、両派の相違をより明瞭にし、

謹んで先生のご霊前に捧げます。

軌範師〔龍樹〕は不生等なる不共の形容詞 *viśeṣaṇa* を具するかの縁起をばまさに説き給うことによつて世尊を稱讚して、不生を説けば不滅等の形容詞は説きやすし、との意趣において、不生を最初に説かんと願うて、他人の觀察せる「生」についての分別を現前せしむ。謂く、生論者中の或者は諸法は自より生ずと言ひ、他のものは他よりと言ひ、或者は共よりと言ひ、他のものは無因よりと言へることを道理 *yukti* と聖教 *āgama* とをもつて觀察するに、「生」は一切種に *sarvathā* 合理とは認められず、との自己の決断 *hiccaya* によつて

自よりならず他よりならず共よりならず無因よりならず、諸法は何であつても何処においても生ずること決して有るにあらず
有るにあらず

と説かれた。これは宗 *prajñā* の総 *samānya* の建立である。

そのうち、しばらく、「自よりならず」とは如何、といえは、「生ずること決して有るにあらず」云々。「云々の声にて「諸法は何であつても何処においても生ずること決して有るにあらず」と説くのである。そして、他より諸法は……、共より諸法は……、無因より諸法は何であつても何処においても生ずること決して有るにあらず」と一つひとつに接続すべきである。〔自といふ義は五種に結びつく。自体 *bdag-gid* ; *ātma* と自己の *の* *bdag-gi* ; *ātmiya* と知己 *ges-pa* ; *jhātri* と自在 *dban-phyug* ; *īvara* と親族 *ne-du* ; *jhāti* とに結びつく故に、それ故に、自己のものと知己と自在と親族とを除遣せんために、この場合〕自よりとは自体より、という意味である。宗 *prajñā* のみによりて思向せる句義は成立しない故に、ここには宗法性 *pakṣa-dharmatva* は有性 *astitva* であると理解する。何となれば、「自より」とは自体の有 *ātma-astitva* において理由を施設するからである。〔すなわち、何となれば、或る法に自性 *svabhāva* ; *svatūpa* なる自体が有るところのその法を「自より」と理由を施設することは可能である故に、

有なるものには更に生ずる必要がない。故に、有性は「生ずることなし」という宗法性たる因故であると理解する。」
喩は「自より生ずることなしという」所成と「有性たる」能成の法との力によって「説かるべきである。立敵両者に」極成せる所成と能成の法とを具する有法 dharmin の喩であるからである。

「自よりにあらず」というこの遮遣 pratishedha は、無なりとする絶対否定 prasajyapratishedha(「墮すべき処をも遮遣すること」)の義と見るべきである。否定 pratishedha を主質 pradhanya とする故に、また、すべての分別の網を成就せんと意趣するが故に。にあらずとする相待否定 paryudasa-pratishedha を採用するとすれば、それは肯定 sadhana を主質とする故に、諸法は生ぜずと論証することによって不生のもの「有り」と説示する。故に定説 siddhanta を遠離するに至る。阿含中に「色の無生を行ずるときには般若波羅蜜を行ずるにあらず」と説かれているからである。

ここでは、諸法 bhavah は自より生ずることまさに無しと決定せらるべきである avadharanya。別称に anyatha 決定するときには、まさに自より生ずること無し。しからば如何。他より生ずるなりと決定せられる avaseya。同様に、まさに自より生ずること無し。しからば如何。自と他とより生ずるなりと決定せられる故に、それはまた「軌範師によって」願われない。定説を遠離するからである。

この点に関して論証式で證せば prayoga-vākya 次のことくなる。

勝義^②として内の諸処は自より生ずることが無いと決定す。「自体として」現に有なるが故に。たとえば神我 caitanya のこと。

もし、「現に有なるが故に」という因故は異品よりの排除 vipaksad vyavritih を説かない故に「不定 anaikanti=ka である。故に」まさに因故ではない、とくえは、「吾ら中観論者においては絶対否定を採用するから、「内の諸処

は自より生ずることが無い」の異品たる「他より生ず」というものは「まさに無である故に、かの〔異品の無なる〕ところにおいては〔所成と能成の法との二を〕排除することは無い。〔故に、因故の三相の一たる異品における無々 sapakṣe 'satvam eva を説く必要がない。〕それ故に、この〔論証式〕及び〔後に説かれる論証式の〕一切においては過失がないのである。

この〔因故の不定という過失がないとする〕点に關して、「二十五の分派 gyes-pa: viññosa がある」数論 Sankhya 中の或る派〔因と果と因果の兩者有りとする論者〕が抗論する。——〔内の諸処は自より生ずることが無いという〕この宗の義は如何。自よりというのは、果を自体とせる〔自〕よりであるのか、或はまた、因を自体とせる〔自〕よりであるのか。それによって如何になるのか。もし果を自体とせる〔自〕よりであるならば、已成を証する siddha-sūdhana〔過失〕となる。もし因を自体とせる〔自〕よりであるならば、義の相違性 viruddhartata〔の過失〕となる。一切の生を具するものが因の自体として現に有であるものより生ずるが故にと。

〔答釈する。〕それは宜しくない。自より生ずることのみを遮遣する故に、〔已成を証する過失とはならない。何となれば、已成を証する過失とは、立者 vati と敵者 prativati 兩者に共通する覚慧 samana-buddhi の義を更に別な因故によって論証するものであるのに、吾らと汝とは共通の覚慧はないからである。吾らは果を自体とせる自より或は因を自体とせる自よりという分別説 vichāra を決してせず、ただ自より生ずることのみを遮遣するに對して、汝は果を自体とせる自より或は因を自体とせる自よりと分別説する故に、共通の覚慧はない。〕因を自体とせる〔自〕より〔生ずることが無い〕とならば、自となれるもの或は他となれるものよりともに生ずることを除く故に、〔義の相違性とはならない。〕

汝が「一切の生を具するものが因の自体として現に有であるものより生ずるが故に」と言えるものをここに觀察せん。芽の因なる種子は芽の自の自体なりや或は他の自体なりや。もし芽の因なる種子が芽の自の自体にして種子すな

わち芽であるならば、自より生ずることが無いとは善説 *su-dharmā* であり、もし種子が芽より他の自体であるならば、後に至って「他より生ずることが無い」と説く場合に觀察することく善説であるからである。」

〔ここに、教論中の功能論者 *caṭṭi-vādin* の前分 *pūva-paksa*——覺 *buddhi* によって声等の境の相続中に住し、プルシヤ *purusa* に供する場合には、神我は生じ、覺によって声等の境の相続中に住せず、プルシヤに供しない限りは、神我は生じない。それ故に、神我は功能の相 *caṭṭi-laksana* として常に有るけれども顕現せる相 *abhiyākta-laksana* としては常に無である故に、因故なる有性の喩として神我を採用せる相は不完全である。したがって、論証式の過失となる——を迎え入れて、それに答釈する。〕神我は功能の相を具するものを採用せる故に、また過失はないと。

④ここに他者〔佛護〕は、「諸法は自の自体より生ずることが無い。彼等〔諸法〕の〔自よりの〕生は無意味となるからである。また、生は無窮 *an-avastha* となるからである。」と註釈する。

その〔註釈〕は不合理である。因故をも喩をも述べないから。また、敵者の指摘せる過失を通釈しないから。過失に墮することを指摘する所論 *prasāṅga-vākya* であるから、上に論定された本義と反対して、反対の所成（＝宗）とそれの法（＝因故）とが現われてくる。そこで、「諸法は他より生じたるものである。生ずることが有意義であるから、また〔生の無窮なることはなくして〕生の窮尽があるから」ということになって、「諸法四種不生の」定説と相違することになるであろう。

〔教論中の功能論者なる〕他者は言う。——諸法は自より生ずることが無い、というのは不合理である。自己の意樂にて作綴せる前分を遮遣するが故に。兎角より三世間生ず、というを遮遣するが如しと。〔すなわち、中觀論者が内の諸処は自より生ずることが無いと決定す。現に有なるが故に。たとえば神我のごとし。とて、論証式 *prayoga-vākya* を語れるものは不合理である。何となれば、中觀論者が破する前分——生論者中の或者が諸法は自より生ずると

語る——は生論者中の誰れも語れるにあらざして、中観論者自身にて作綴せるものであり、しかも、それを諸法は自より生ずることが無いと云って遮遣する故に、推論 *anumanā* によって觀察すれば、それは不合理である。たとえば何人も兎角より三世間生ずと認めざるに、或者が虚言して「兎角より三世間生ず」と語り、しかる後に、それを自ら兎角より三世間生ずとは不合理であるとして、遮遣するがごとし。吾らは内の諸処は顯現の体 *abhivyakta-svabhava* として現に有でありながら自より生ずとか、芽は顯現の体として現に有でありながら自より生ずと認めるのではない。内の諸処は功能たるカララ・アルプタ *kalala-arbuda* 等の分位において有である故に、それ故に、功能より顯現して生ず。また、芽の功能は各自決定せる *pratinīyama* 種子において有である故に、それ故に、功能より顯現して生ずと認める。それ故に、吾らは諸法は自より生ずと語らないのに、汝が諸法は自より生ずることが無いと遮遣することは不合理である、というのである。」

〔答釈す。〕 功能と顯現とは自体異なる故に *abhinnavat*、自の自体 *svātma* のごとし。それより生ずることが自より生ずることであると称せられている故に、前分は成立する。「ここにおいては、功能の体 *caḥkti-svabhava* というのは有法、顯現の体より功能の体は異ならずというのは所成なる法。自体異なる故にというのは能成の法。自の自体のごとしというのは喩、というように接続す。「それより生ずることが自より生ずることであると称せられている故に、前分は成立する。」というの量は果である。

そのうち、「功能と顯現とは」というのは、ここではその二が異ならずと論証する二の量 *pramāṇa* を一つに合して「功能と顯現とは」という主辞 *pakṣa* において示すのである。このうち、功能とは、数論によって觀察せられた「因中に前に有る果の功能」である。この功能の体における所成なる法は、顯現の体より功能の体は異ならざること。能成の法は、功能と顯現との異ならざる二の有体が有なるが故に、であって、功能が有法 *dharmin* となっている。また、顯現とは、縁の作用によって成立せられた果にして、自体を得ること *ātma-labha* が顯現と称せられる、と数

論によって観察されたものである。この場合、顕現の体より功能の体は異ならずと論証される *sadhya* 故に、顕現の体より功能の体の異ならざることが所成なる法と称せられる。そして、同種の因 *sa-jatyā-karana* においては差別 *bheda* はない故に、異ならずと論証する *sadhana*。何故に顕現の体より功能の体は異ならないか、といえは、自体が異ならざる故に、功能と顕現との二の自体は異ならないのである。たとえば、顕現は自の自体と異ならざることく、功能も亦顕現と異ならない故に、顕現の体より功能の体は異ならないのである。かくのごとく、功能と顕現との二が異ならずと説くことが量果である。

かくして、異ならざるかの功能と顕現とより生ずることは自より生ずることに外ならない。それ故に、諸法が自より生ずることは、汝数論の定説 *siddhanta* であるから、前分は成立するのである。」

〔以上〕もろもろの主張 *paśya* を観察すといえども、「生ずることの」不合理なることを説いて「遮遣する」故に、かの「生の遮遣」が認容せられたる *parigṛhita* によって過失はない。

かくのごとく、しばらく、諸法は自より生ずることが無いのである。

註記。プレーサンギカの月称の「入中論」の自生の否定（小川一乗著「空性思想の研究」四九―五九頁）を参照されたい。

註① 絶対否定と相待否定は、清弁の中論学心髓の疏・思抉择第三章の第二六偈下の長行釈に出ている。「密教文化」第二九号六頁参照。なお、前記の「空性思想の研究」の四八頁にも出ているから参照されたい。

② 月称造、中論釈和訳Ⅰ、三五頁参照。

③ 同書、二三頁参照。

④ 同書、一九・二〇頁参照。